

## 十年の果てに

### —三菱樹脂高野訴訟判決—

「今の日本の憲法あるいは民主主義の立場にたつならば……自分の良心を守ってきた闘いには、やはり誇りをもって判決を迎えたいと思っています。」(原告高野達男さん) 昭和38年3月、三菱樹脂(株)に入社した高野さんは、同社長浜工場での実習も終え、3カ月間の見習い試用期間が終了する直前、本採用拒否をいわれた。それは、事実上解雇通告に等しかった。理由は君の考え方が会社にとって都合が悪い学生運動の経験を隠したというものであった。それ以来、裁判闘争に明け暮れ10年が過ぎた。その間、地位保全仮処分、東京地方裁判所第一審、東京高等裁判所第二審とも原告高野さんが勝訴。会社側はその度に上告し、昭和43年8月から舞台は最高裁判所へと移った。そして裁判がすすむうち、憲法第14条及第19条の「思想信条の自由」をめぐって激しい憲法論議へと発展していった。

その中で高野さんは働く意志のあることを訴え、毎日出社した。しかし、そこには座るべき椅子もなければ、なすべき仕事も与えられず、労働組合の事務所への立入しか会社は認めなかった。同期生35人のうち、公然と彼を支援した仲間は全て、本社を追われ、地方へと配転された。現在札幌営業所勤務の宮内勉さんもその一人だ。支援の動機について「当時60年安保の闘争が学生運動を含めて盛りあがっていた時期に我々の学生時代があったわけですから、デモの一度や二度参加するということはあたりまえの状況だったわけです。にもかかわらず、その事が理由で首になるということであれば大多数の学生は就職できなかったんじゃないか」そして迎えた高裁判決。年老いた父や母、そしてみこもった妻と長かったこの10年の歳月を踏みしめて入廷。12月12日午前10時。

判決——企業が採否決定にあたり、労働者の思想信条を調査するため、これに関連する事項について申告を求める事は違法とはいえず、これに対し虚偽の申告等で試用採用された労働者に対しては、管理職要員としての適格性を欠くものとして、本採用を拒否する事が許される場合もありうる——破棄差し戻し——

第二審の「思想信条の自由」をたてに、これを採否決定にあたり申告させる事は憲法違反という判決はくつがえされ、東京高等裁判所に審理のやりなおしを命じた最高裁判決。これが5年もの長きにわたった審理の結果であった。そこに集った支援の人々から一斉にシュプレヒコールが起きた。「最高裁は憲法を守れ! 憲法を守れ! 父はだまって下を向き、母は涙をぬぐう。そして高野さんは訴えた。「私は今の最高裁は何ととっても通じない、石のような、あるいは暗黒の大法廷になってしまったことをつくづく感じました。しかし、いかに最高裁が憲法をふみにじっても私達労働者は生きていく必要があるんです。とにかくこの試練に耐えてあるいみでは又きびしい闘いになると思うんですけど、私自身が体の中にうけとめて、これからの闘いに全力を尽していきたいと思えます」三菱ビルにシュプレヒコールはこだまし、高野さんはじめ、支援にかけつけた人々は会社側に会うよう要求したが、それは聞き入れられなかった。父はそこに現れた下級管理職者に訴えた。「わしは高野のテテ親ですが、三菱は判決を守るというしながら、なぜこれまでの3回の判決を守らなかったのか。」10年の歳月、ただひとすじに職場に戻るためたかかってきた高野さん。やりたくてもやれなかったこと、口惜しかったこと、心にかかりながらできなかったことばかりの10年、父や母に又妻に子供に十分なことがしてやれず苦勞のかけつづけだったと語る高野さん。十年の果てにまたこの先、どれだけ苦難の道を歩みつけなければならぬのだろうか。